

厚生労働省
群馬労働局発表
平成29年8月29日

【照会先】
群馬労働局労働基準部健康安全課
課長 佐藤 寿
課長補佐 大友 隆
地方労働衛生専門官 茂木 智
(電話) 027-896-4736

報道関係者 各位

平成29年度 全国労働衛生週間の実施について

本週間：10月1日～7日（準備期間：9月1日～30日）

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第68回を迎えます。
この週間は、国民の労働衛生意識の高揚と事業場における自主的な労働衛生活動の促進を図ることを目的としています。（別紙1）（参考資料5）

平成29年度スローガン

「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」

群馬労働局並びに管下労働基準監督署では、この全国労働衛生週間に向けて次のような取り組みを行います。

1 実施事項

県内15会場で開催される説明会において、労働基準監督署から、健康確保対策や職業性疾病対策のための労働衛生管理の自主的活動の総点検を要請指導します。（別紙2）

2 関係団体への協力要請

7月31日付けで、県内16団体へ群馬労働局長から全国労働衛生週間への協力を要請しました。（別紙3）

3 群馬労働局における取組

（1）主な取組

全国労働衛生週間の準備期間（9月）中に、各労働基準監督署において、全国労働衛生週間実施要綱（別紙4）に基づき、事業場が実施する健康確保対策、職業性疾病予防対策のための労働衛生管理の取組を、別紙1の説明会などあらゆる機会に指導し、労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ります。

（２）重点事項

- ・治療と職業生活の両立支援の推進（参考資料１）

治療と職業生活の両立に向けて、会社の意識改革と受け入れ態勢の整備、主治医、会社・産業医と患者に寄添う両立支援コーディネーター（両立支援促進員）による相談支援の推進

- ・メンタルヘルス対策の推進（参考資料２）

「ストレスチェック制度」の適切な実施を含めた事業場におけるメンタルヘルス対策の取組の促進

- ・化学物質による健康障害防止対策の徹底（参考資料３）

危険・有害な化学物質の安全データシート（ＳＤＳ）の入手、化学物質リスクアセスメントの実施及びその結果を踏まえた必要な措置の実施

- ・熱中症対策に向けた取組の推進（参考資料４）

「ＳＴＯＰ！熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底

（３）その他

- ・第 68 回 全国労働衛生週間 リーフレット（参考資料５）

平成 29 年度全国労働衛生週間を迎えるにあたって

～群馬労働局長メッセージ～

本年も 10 月 1 日から 10 月 7 日まで「全国労働衛生週間」が実施されます。

群馬労働局では「全国労働衛生週間」及び、これに先立つ 9 月 1 日から 9 月 30 日までの準備期間中に、県民の労働衛生に関する意識の高揚を図るとともに、事業場における自主的な労働衛生管理活動を促すため「全国労働衛生週間」趣旨説明会の開催、健康診断・作業環境測定の実施について周知活動など労働者の健康確保を目的とした各種の取組を実施します。

群馬県内の業務上疾病の発生状況を見ると、平成 28 年は 121 人と前年より 20 人増加しました。依然として腰痛などの負傷に起因する疾病等が発症している状況にあります。また、仕事や職業生活に不安・悩みなどのストレスを感じている労働者も高い割合を示しており、精神障害等を発症させないためのメンタルヘルス対策が重要になっています。また、職場における定期健康診断の結果をみると、群馬労働局管内の平成 28 年の有所見率は（55.8％）と平成 24 年の有所見率（52.1％）から 4 年連続増加傾向にあり、労働者の高年齢化が進む中で、事業場において疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面はさらに増すものと考えられます。

このような状況を踏まえ、「働き方改革実行計画」に基づき、治療をしながら仕事をしている労働者の治療と仕事の両立に向けた様々な取組を推進することとしています。また、化学物質による健康障害を防止するため、ラベル表示と安全データシート（SDS）の入手・交付の徹底を図るとともに、リスクアセスメントの確実な実施に取り組んでいます。

さらに、過労死等の防止対策に取り組むほか、企業におけるメンタルヘルス対策の取組の実施を強力に推進しています。

群馬労働局といたしましては、群馬産業保健総合支援センターとも密接に連携し、これら施策や健康相談・メンタルヘルス相談の円滑な実施に努めるとともに、最終年を迎えた「第 12 次労働災害防止計画に基づく群馬労働局推進計画」により、化学物質による健康障害防止対策などの労働衛生対策を一層推進することとしています。各事業場の皆様におかれましても、本週間を契機として、労働衛生意識の高揚とさらなる労働衛生管理活動の推進に取り組まれますよう、よろしくお願いいたします。

群馬労働局長 半田和彦

全国労働衛生週間説明会日程

高崎労働基準監督署管内

高崎地区：9月13日	13時30分より	高崎市産業創造館
安中地区：9月15日	16時00分より	並木苑
富岡地区：9月22日	15時00分より	ヴァンヴェール
下仁田地区：9月22日	15時30分より	神戸建設
松井田地区：9月27日	15時00分より	安中市役所松井田支所

前橋労働基準監督署管内

前橋地区：9月1日	13時30分より	勢多会館
伊勢崎地区：9月11日	13時30分より	伊勢崎商工会議所
渋川地区：9月21日	13時30分より	ホワイトパーク

桐生労働基準監督署管内

9月13日	14時00分より	桐生商工会議所
-------	----------	---------

太田労働基準監督署管内

館林地区：9月8日	13時00分より	ジョイハウス
大泉地区：9月12日	14時00分より	大泉町文化むら
太田地区：9月14日	13時30分より	ティアラグリーンパレス

沼田労働基準監督署管内

9月15日	14時00分より	沼田自動車協会会館
-------	----------	-----------

藤岡労働基準監督署管内

9月13日	13時30分より	藤岡商工会議所
-------	----------	---------

中之条労働基準監督署管内

9月8日	14時00分より	バイテック文化ホール
------	----------	------------

群 労 発 基 0731 第 2 号

平成 29 年 7 月 31 日

関係団体の長 殿

群 馬 労 働 局 長

平成 29 年度（第 68 回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について

平素より、労働基準行政の運営に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省は、国民の労働衛生意識の高揚及び産業界における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、昭和 25 年以来全国労働衛生週間を主唱しており、本年度におきましても、平成 29 年度全国労働衛生週間実施要綱（別添）に基づき、10 月 1 日から同月 7 日までを本週間、9 月 1 日から同月 30 日までを準備期間として、

「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」

のスローガンのもとに、全国一斉に積極的な活動を行うこととしております。

つきましては、この全国労働衛生週間の趣旨を御理解いただき、関係機関、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知等につきまして格別の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 29 年度全国労働衛生週間実施要綱

1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 68 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

現在の労働者の健康を巡る問題を見ると、病気を治療しながら仕事をしている方は、労働人口の 3 人に 1 人と多数を占める。病気を理由に仕事を辞めざるを得ない方々や、仕事を続けていても職場の理解が乏しいなど治療と仕事の両立が困難な状況に直面している方々も多い。

また、3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン (MOCA) や特定の有機粉じんを取り扱う化学工場における膀胱がん事案や肺疾患など化学物質による健康障害問題が発生しているほか、危険有害性を有する化学物質についてラベル表示や安全データシート (SDS) の交付を行っている製造者の割合は、それぞれ 47.7%、48.0% で低調であり、危険有害な化学物質の取扱が十分でないと疑われる事業場も未だあることから、更なる化学物質の適切な取扱の促進が必要な状況にある。

さらに、平成 28 年度の脳・心臓疾患事案の労災請求件数は 825 件（前年度比 3.8% 増）と 2 年連続で増加し、精神障害事案の労災請求件数は 1,586 件（前年度比 4.7% 増）と 4 年連続で増加している。くわえて、我が国における自殺者のうち、6,782 人が「被雇用者・勤め人」であり、自殺の原因・動機が特定されている者のうち「勤務問題」が原因・動機の一つとなっている者は 2,159 人となっている（平成 27 年における自殺の状況）。一方で、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は 59.7%（平成 27 年労働安全衛生調査（実態調査））と、第 12 次労働災害防止計画の目標である「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合 80% 以上」に達していない。

このほか、業務上疾病の被災者は長期的に減少し、平成 28 年は前年から 7 人減少して 7,361 人となった。疾病別では腰痛が 201 人増加し、4,751 人と依然として全体の 6 割を超え、業種別では社会福祉施設が最も多くなっている。さらに、熱中症については、前年から 2 人減少して 462 人となり、近年 400～500 人台で高止まりの状態にある。

このような状況を踏まえ、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月働き方改革実現会議決定）に基づき、治療をしながら仕事をしている方の治療と仕事の両立に向けた様々な取組を推進することとしている。

また、化学物質による健康障害を防止するため、昨年 6 月に施行された改正

労働安全衛生法のさらなる普及・定着のため「ラベルでアクション」を合い言葉に、ラベル表示と安全データシート（SDS）の入手・交付の徹底を図るとともに、リスクアセスメントの確実な実施に取り組んでいる。

さらに、過労死等防止対策推進法（平成 26 年 11 月施行）及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 27 年 7 月閣議決定）に基づき、過労死等の防止のための対策に取り組むこととしているほか、平成 28 年 12 月に決定された「『過労死等ゼロ』緊急対策」に基づき、企業におけるメンタルヘルス対策の取組の実施を強力に推進している。

このような背景を踏まえ、今年度は、
「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」
をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2. スローガン

「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」

3. 期 間

10 月 1 日から 10 月 7 日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9 月 1 日から 9 月 30 日までを準備期間とする。

4. 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5. 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7. 実施者

各事業場

8. 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9. 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10. 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

① 重点事項

- ア 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（平成28年2月23日付け基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号）に基づく以下の事業場環境整備

- (ア) 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- (イ) 研修等による両立支援に関する意識啓発
- (ウ) 相談窓口等の明確化
- (エ) 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
- (オ) 治療と仕事の両立を支援するための制度導入に係る費用助成、産業保

健総合支援センターによる支援の活用

イ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

平成 28 年 6 月 1 日に施行された改正労働安全衛生法に基づく、一定の危険・有害な化学物質（SDS 交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの着実な実施等の以下の取組

- (ア) 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
- (イ) 化学物質を含む製剤等を使用する際に、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、事業者と労働者がラベル表示を見て、SDS の入手状況、危険有害性情報の確認
- (ウ) SDS により把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進
- (エ) ラベルや SDS の内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
- (オ) 皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- (カ) 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- (キ) その他、有害業務に応じたばく露防止対策の徹底
 - a. 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気等の徹底
 - b. 有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底

ウ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進

- (ア) 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
- (イ) 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- (ウ) 4 つのメンタルヘルスカ（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- (エ) ストレスチェック制度の適切な実施
- (オ) 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- (カ) 自殺予防週間（9 月 10 日～9 月 16 日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルスカへの積極的な取組の実施
- (キ) 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルスカに関する支援の活用

エ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

- (ア) 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (イ) 改正労働安全衛生規則（平成 29 年 6 月 1 日施行）に基づく、長時間労働者に関する産業医への情報提供等の実施の徹底
- (ウ) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施の徹底
- (エ) 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- (オ) 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

オ その他の重点事項

(ア) 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進

腰痛予防対策指針（平成 25 年 6 月 18 日付け基発 0618 第 1 号）に基づく以下の対策の実施

- a. リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
- b. 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む）の実施
- c. 社会福祉・介護事業及び医療保健業向けの腰痛予防対策講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施

(イ) 職場における受動喫煙防止対策の推進

- a. 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
- b. 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
- c. 支援制度（専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用

(ウ) 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく以下の熱中症予防対策の徹底

- a. WBGT 値（暑さ指数）の正確な把握と、基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避
- b. 自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取
- c. 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認

(エ) 労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止対策の徹底

- a. 労働者が就業する建築物における石綿建材の使用状況の把握
- b. 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施

c. 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施

② 労働衛生 3 管理の推進等

ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化

(ア) 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善

(イ) 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化

(ウ) 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議

(エ) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進

(オ) 現場管理者の職務権限の確立

(カ) 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実

イ 作業環境管理の推進

(ア) 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善

(イ) 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底

(ウ) 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

ウ 作業管理の推進

(ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進

(イ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底

(ウ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

エ 健康管理の推進

「職場の健康診断実施強化月間」（9月1日～9月30日）として、以下の事項を重点的に実施

(ア) 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底

(イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施

(ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携

(エ) 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

オ 労働衛生教育の推進

(ア) 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底

(イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

カ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施

キ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進

ク 職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進

③ 作業の特性に応じた事項

ア 粉じん障害防止対策の徹底

（ア）第8次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（9月1日～9月30日）としての次の事項を重点とした取組の推進

- a. アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
- b. 金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策
- c. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- d. 離職後の健康管理の推進

（イ）改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

イ 電離放射線障害防止対策の徹底

ウ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底

エ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底

オ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進

カ 石綿障害予防対策の徹底

（ア）建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底

（イ）石綿製品の全面禁止の徹底

（ウ）離職後の健康管理の推進

キ 酸素欠乏症等の防止対策の推進

（ア）酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底

（イ）換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

④東日本大震災に関連する労働衛生対策の推進

ア 建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底

イ 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底

ウ 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について（平成24年8月10日付け基発0810第1号）」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

⑤平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底

事業場における治療と職業生活の 両立支援のためのガイドライン

労働者が、がん等の病気になってしまった時、無理なく働き続けてもらうためには、どうすれば良いのだろうか・・・。

※多くの事業者が、がん等の病気を抱える従業員への対応の仕方に苦慮している状況があります。



最近では、がん等の病気になっても、治療技術の進歩等により治療をしながら働き続ける人が増えています。

しかし、事業場において治療に対する配慮や適切な措置がなければ、労働者が治療と両立して働き続けることは難しくなってしまいます。

ガイドラインでは、疾病を抱える労働者が治療と職業生活を両立できるように、事業場で必要となる支援の取組方法等をまとめています。



治療と職業生活の両立支援の大切さ

- 疾病を抱える労働者が、業務によって疾病が悪化することのないよう、治療と職業生活の両立のために必要となる、一定の就業上の措置や治療に対する配慮を行うことは、「**労働者の健康確保対策**」として位置づけられます。
- さらに、事業者にとっては、継続的な人材の確保とともに、労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上なども期待できます。

厚生労働省ホームページでは、ガイドライン本文のほか、すぐに使える様式例や治療と職業生活の両立支援に役立つ様々な情報を掲載しています。

治療と職業生活の両立 厚生労働省

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」概要

背景

治療と職業生活の両立支援が、ますます身近な課題に

- 治療技術の進歩等により、がん等の「不治の病」も「長く付き合う病気」に変化
【例】がん5年相対生存率が向上（H5～8年53.2% → H18～20年62.1%、乳がんなどは90%に達する）
- 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況
【例】仕事をもちながら、がんで通院している労働者が多数（平成22年32.5万人）
- 現状、疾病を理由に離職してしまう、または仕事のために治療を断念するケースも
【例】糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事（学業）のため、忙しいから」が最多の24%
- 治療と職業生活の両立支援の対応の仕方に悩む事業場が少なくない
【例】従業員が私傷病（業務に関係しないケガや病気）になった際、90%の企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮

➡ 事業場での両立支援の取り組み方をガイドラインにまとめました。

両立支援を行うための環境整備

日頃から支援体制の準備を

- 衛生委員会等で調査審議の上、事業者による基本方針の表明、事業場内ルールを作成・周知
- 研修等による、労働者・管理職に対する意識啓発
- 相談窓口等の明確化
- 両立支援に活用できる休暇・勤務制度の検討・導入 など



個別の両立支援の進め方

産保センターの支援も活用できます

- ① 主治医に勤務情報を提供
 - ② 就業継続の可否等の意見
 - ③ 労働者が事業者へ申出
 - ④ 就業上の措置等の決定および両立支援プランの作成
-

都道府県産業保健総合支援センターの支援を活用しましょう

都道府県の産業保健総合支援センター（産保センター）において、治療と職業生活の両立支援のための専門の相談員を配置し、以下のような支援を行っています。

- 事業者等に対する啓発セミナー
- 産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者等に対する専門的研修
- 両立支援に取り組む事業場への個別訪問指導
- 関係者からの相談対応
- 患者（労働者）と事業者の間の個別調整支援、両立支援プランの作成等
- 好事例の収集、情報提供
- 主治医、医療従事者に対する専門的研修

ストレスチェックを実施しましょう

労働安全衛生法の改正により、**労働者数50人以上の事業場**において、**年1回のストレスチェック**が義務づけられています。（平成27年12月から適用）

ストレスチェック制度の実施手順

ストレスチェック制度の目的は、

- ・労働者自身のストレスへの気づきを促すこと
- ・集団分析等を、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげること

などにより、労働者のメンタルヘルス不調を「未然防止」することです。



ストレスチェックおよび
面接指導の実施状況の報告
※義務

労働基準監督署に 実施結果報告書を提出

※提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えありません。

衛生委員会の開催（実施方法など社内ルールの策定）

ストレスチェック（年1回）の実施

本人に結果を通知

医師の面接指導の実施

医師から意見聴取

就業上の措置の実施

集団分析
（※努力義務）

個人の結果を一定規模
のまとまりの集団ごと
に集計・分析

職場環境の改善

「うつ」などの、メンタルヘルス不調を未然防止 !!

《ストレスチェック実施までのポイント》

- ☑ 「メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェックを実施する」旨の**基本方針**を、まず事業場内に明示しましょう。
- ☑ **衛生委員会**で、ストレスチェックの実施方法について話し合いましょう。
- ☑ **社内規程**として明文化して、全ての労働者にその内容を知らせましょう。

実施に 向けた 検討事項

右のような項目
について、話し
合いましょう。

- ① ストレスチェックは誰に実施させるか
- ② ストレスチェックはいつ実施するか
- ③ どんな質問票を使ってストレスチェックを実施するか
- ④ どんな方法でストレスの高い人を選ぶか
- ⑤ 面接指導の申出は誰にすれば良いか
- ⑥ 面接指導は産業医又はどの医師に依頼して実施するか
- ⑦ 集団分析はどんな方法で行うか
- ⑧ ストレスチェックの結果は誰が・どこに保存するのか 等



「ストレスチェックって、どのように実施すればいいの？」とお悩みの方へ

厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム

をご活用いただくことで、簡単・便利に実施することができます。

厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム（無料ツール）とは？

- ストレスチェックの受検、結果出力、結果管理までを一括で実施できるプログラムです。厚生労働省ホームページから無料でダウンロードいただけます。

➡ <http://stresscheck.mhlw.go.jp/>

厚生労働省版ストレスチェック

検索



「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」
ダウンロードサイト



- 本プログラムの利用に関する詳細やご不明点などは、専用のコールセンター（フリーダイヤル）にお問い合わせください。

【電話番号】 0120-65-3167（フリーダイヤル）

【受付日時】 10:00～17:00（土・日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

▼ 他にも、事業者の皆さまにご利用いただける相談窓口があります。

ストレスチェック制度サポートダイヤル

- ストレスチェックに関わる方（産業医、保健師、事業者、衛生管理者、など）からの、ストレスチェック制度に関するお問い合わせ（事業場における実施方法、実施体制など）に、専門家がお答えします。

【電話番号】 0570-03-1050（通話料がかかります）

【受付日時】 10:00～17:00（土・日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

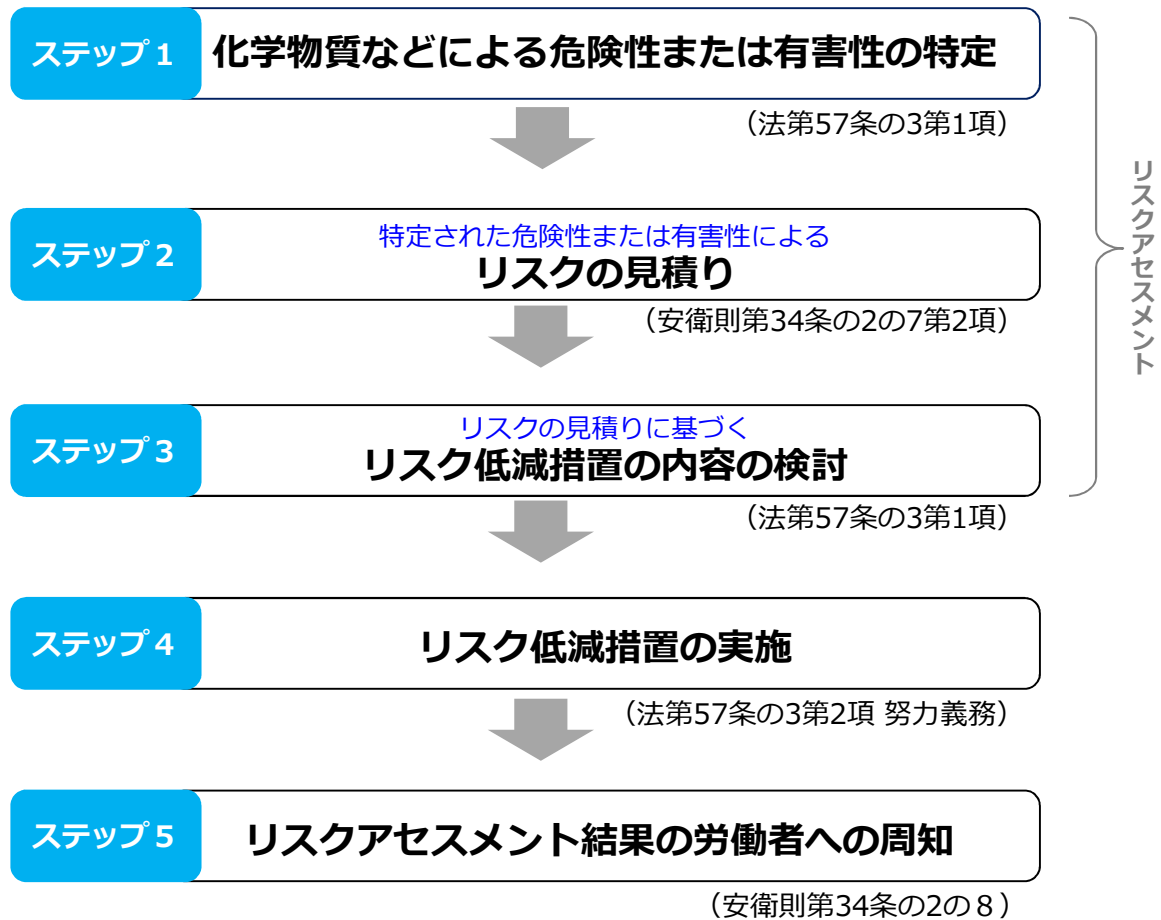
- ストレスチェック制度をはじめとする、メンタルヘルス対策全般の情報を掲載しています。

➡ <https://kokoro.mhlw.go.jp/>

こころの耳 検索

化学物質リスクアセスメントの流れ

リスクアセスメントは以下のような手順で進めます。



「ラベルでアクション」運動実施中！職場で扱っている製品のラベル表示を確認しましょう

「ラベルでアクション」

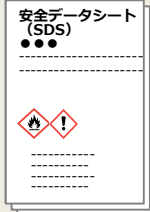
GHSマーク（絵表示）があったら、SDSの確認とリスクアセスメントの実施につなげましょう



(製品の名称)	△△△製品	〇〇〇〇
(絵表示)	 	(注意喚起語) 危険
(危険有害性情報)		
・ 引火性液体及び蒸気 ・ 吸入すると有毒		
(注意書き) 取扱い注意 (供給者の特定)		
・ 火気厳禁 ・ 防爆構造の器具を用いる		

化学物質などによる危険性または有害性の特定

化学物質などについて、リスクアセスメントなどの対象となる業務を洗い出した上で、**SDSに記載されているGHS分類**などに即して危険性または有害性を特定します。

ラベル	SDS（安全データシート）
 ラベルによって、化学物質の危険有害性情報や適切な取扱い方法を伝達 (容器や包装にラベルの貼付や印刷)	 事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達

<危険有害性クラスと区分（強さ）に応じた絵表示と注意書き>

【炎】 	可燃性／引火性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など	【円上の炎】 	支燃性／酸化性ガス 酸化性液体・固体	【爆弾の爆発】 	爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物
【腐食性】 	金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重大な損傷性	【ガスボンベ】 	高压ガス	【どくろ】 	急性毒性 (区分 1 ～ 3)
【感嘆符】 	急性毒性 (区分 4) 皮膚刺激性(区分 2) 眼刺激性(区分 2 A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性 (区分 3) など	【環境】 	水生環境有害性	【健康有害性】 	呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分 1, 2) 吸引性呼吸器有害性

<GHS 国連勧告に基づくSDSの記載項目>

1	化学品および会社情報	9	物理的および化学的性質 (引火点、蒸気圧など)
2	危険有害性の要約 (GHS分類)	10	安定性および反応性
3	組成および成分情報 (CAS番号、化学名、含有量など)	11	有害性情報 (LD ₅₀ 値、IARC区分など)
4	応急措置	12	環境影響情報
5	火災時の措置	13	廃棄上の注意
6	漏出時の措置	14	輸送上の注意
7	取扱いおよび保管上の注意	15	適用法令 (安衛法、化管法、消防法など)
8	ばく露防止および保護措置 (ばく露限界値、保護具など)	16	その他の情報

STOP！熱中症 クールワーク キャンペーン

—職場における熱中症死亡ゼロを目指して—

参考資料4

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼります。4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。

厚生労働省では、労働災害防止団体などとの連携の下、職場における熱中症の予防のため「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。

各事業場においては、事業者、労働者が協力して、熱中症予防への取組を進めましょう！

●実施期間

平成29年5月1日から9月30日まで 準備期間4月、重点取組期間7月

H29.4月 準備期間	5月	6月	7月 重点取組期間	8月	9月
----------------	----	----	--------------	----	----

事業場で実施すべき事項

事業場では、期間ごとに次の事項に重点的に取り組んでください。確実に実施したか確認しましょう☑

●準備期間(4月1日～4月30日)

☐ 暑さ指数(WBGT値)の把握の準備

JIS B 7922 に適合した暑さ指数計を準備しましょう。



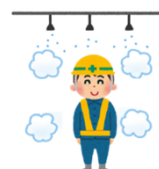
☐ 作業計画の策定等

暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。



☐ 設備対策の検討

簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワーなどにより、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。



☐ 休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。



☐ 服装等の検討

通気性のいい作業着を準備しておきましょう。クールベストなども検討しましょう。



☐ 教育研修の実施

熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。



☐ 熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立

熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。



●主唱

厚生労働省、
中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、
林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

●協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

●キャンペーン期間(5月1日～9月30日)

☐ 暑さ指数(WBGT値)の把握

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、暑さ指数計の例測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

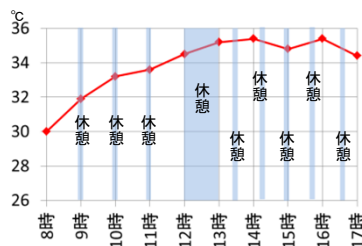
☐ 暑さ指数を下げるための設備の設置

☐ 休憩場所の整備

☐ 涼しい服装等

☐ 作業時間の短縮

暑さ指数が高いときは、**作業の中止、こまめに休憩をとる**などの工夫をしましょう。



☐ 熱への順化

暑さに慣れるまで間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしていきましょう。

☐ 水分・塩分の摂取

のどが渴いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。



☐ 健康診断結果に基づく措置

①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。



☐ 日常の健康管理等

睡眠不足や前日の飲みすぎはないか、また当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。



☐ 労働者の健康状態の確認

作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。

☐ 異常時の措置

あらかじめ、近くの病院の場所を確認しておき、少しでも異変を感じたらすぐに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。

■ 熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。

- ☐ 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- ☐ 各労働者が暑さに慣れているか
- ☐ 各労働者の体調は問題ないか
- ☐ 作業の中止や中断をさせなくてよいか
- ☐ 各労働者は水分や塩分をきちんととっているか



●重点取組期間(7月1日～31日)

☐ 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。



☐ 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。

☐ 水分、塩分を積極的にとりましょう。

☐ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意しましょう。

当日の朝食はきちんととりましょう。



☐ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。

☐ 異常を認めたときは、ためらうことなく救急車をよびましょう。



第68回 全国労働衛生週間

平成29年10月1日（日）～7日（土）【準備期間：9月1日～30日】

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的とし、毎年同じ期間に実施しています。68回目となる今年も、各職場で、下記のようなさまざまな取組にご協力ください。

〈スローガン〉

働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場

10月1日～7日

全国労働衛生週間
に実施する事項

1. 事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視
2. 労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示 ※今年のスローガンは上記です。
3. 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
4. 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など、緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
5. 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

9月1日～30日

準備期間
に実施する事項

1. 重点事項 ※取組の詳細は下表をご参照ください。

- (1) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- (2) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- (3) 労働者の心の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
- (4) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- (5) その他の重点事項

(1) 治療と仕事の両立支援	①事業者による基本方針等の表明と労働者への周知 ②研修などによる両立支援に関する意識啓発 ③相談窓口などの明確化 ④両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備 ⑤治療と仕事の両立を支援するための制度導入に係る費用助成、産業保健総合支援センターによる支援の活用
(2) 化学物質による健康障害防止	①ラベル表示・安全データシート(SDS)交付の状況の確認 ②「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとしたラベル表示、SDSの入手状況や危険有害性情報の確認 ③リスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進 ④ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果についての労働者に対する教育の推進 ⑤皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認 ⑥特殊健康診断等による健康管理の徹底 ⑦建設業、食品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気や有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底
(3) メンタルヘルス対策	①事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明 ②衛生委員会などにおける調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善 ③4つのメンタルヘルスカの推進に関する教育研修・情報提供 ④ストレスチェック制度の適切な実施 ⑤職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施 ⑥自殺予防週間(9月10日～9月16日)などをとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施 ⑦産業保健総合支援センターでのメンタルヘルス対策に関する支援の活用
(4) 過重労働による健康障害防止	①時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進や労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ②長時間労働者に関する産業医への情報提供等の実施の徹底 ③長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施の徹底 ④健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底 ⑤小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
(5) その他	①職場における腰痛予防対策指針による、リスクアセスメントやリスク低減対策、労働衛生教育などの腰痛の予防対策の推進 ②受動喫煙の健康影響についての教育啓発や、専門家に相談支援などの支援制度を活用した職場における受動喫煙防止対策の推進 ③「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づくWBGT値の正確な把握や水分・塩分の摂取などの熱中症予防対策の徹底 ④労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止対策の徹底

2. 労働衛生3管理の推進など

- (1) 労働衛生管理体制の確立と労働衛生管理活動の活性化
- (2) 作業管理、作業環境管理、健康管理の推進
- (3) 労働衛生教育の推進
- (4) 心とからだの健康づくりの継続的・計画的な実施
- (5) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進

3. 作業の特性に応じた事項

粉じん障害、電離放射線や騒音、振動、石綿、化学物質などによる健康障害防止対策の推進

4. 東日本大震災、平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

主な取組事項については、以下の解説サイトや支援をご活用ください。

産業保健総合支援センター・地域窓口

産保センターでは、職場のメンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しているほか、その地域窓口では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを提供しています。

支援

<http://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

QRコード →



産業保健総合支援センター

検索

ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています。

支援

【労働者健康安全機構】

0570-783046



↑QRコード



<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1151/Default.aspx>

産業保健関係助成金

検索

治療と仕事の両立支援対策

ガイドラインや企業の取り組みの事例集などを掲載しています。また、都道府県毎に両立支援チームを設置し、地域の取組を推進しています。

解説
サイト

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

QRコード →



治療と職業生活の両立

検索

両立支援に取り組む事業主に対する助成金制度を創設し、企業における労働者の雇用維持の取組を支援しています。

支援

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000162833.html>

QRコード →



治療と仕事の両立支援 助成金

検索

腰痛予防対策

病院・診療所、社会福祉施設の関係者を対象とした腰痛予防に関する講習会を実施しています。

支援

http://www.jisha.or.jp/seminar/health/h3700_youtsu.html

QRコード →



腰痛予防対策講習会

検索

メンタルヘルス対策

指針、通達、マニュアル等を掲載しているほか、ストレスチェック実施プログラム（無料）がダウンロードできます。

支援

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>

QRコード →



メンタルヘルス対策・過重労働対策

検索

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」で、メール相談や電話相談の窓口を設置しているほか、企業の取組事例など、職場におけるメンタルヘルス対策に役立つ情報を掲載しています。

支援

解説
サイト

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

QRコード →



こころの耳

検索

化学物質管理

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、リスクアセスメントを着実に実施していただくため、化学物質を取り扱う事業場で役立つ情報を掲載しています。

解説
サイト

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html

QRコード →



職場のあんぜんサイト 化学物質

検索

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。

支援

解説
サイト

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/kit-suen/index.html

QRコード →



職場 受動喫煙

検索

熱中症予防対策

職場での熱中症予防のため、関係省庁や関係団体と連携し「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。

解説
サイト

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

QRコード →



STOP!熱中症 クールワークキャンペーン

検索

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会